令和4年6月24日（金）

第160回　市町村職員を対象としたセミナー

資料４

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

行政説明③
地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築について

「人」と「人」とのつながりを実感できる地域づくり

厚生労働省 社会・援護局　地域福祉課
地域共生社会推進室

室長補佐　清水　修

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

- **地域共生社会と包括的支援体制**
- 包括的な支援体制の構築
  地域共生社会推進検討会での議論
- まとめ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「地域共生社会」とは

（地域共生社会とは）

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

⇒「縦割り」という関係を超える

・制度の狭間の問題に対応
・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
・１機関、１個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒「支え手」「受け手」という関係を超える

・一方向から双方向の関係性へ
・一方向の関係性では、本人の持つ力を引き出すという発想になりにくい。

⇒「世代や分野」を超える

・世代を問わない対応
・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
（例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野）

⇒住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく

・地域住民や地域の多様な主体が参画し、暮らし続けたいと思える地域を自ら生み出していく

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

支え・支えられる関係の循環
～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

◇居場所づくり
◇社会とのつながり
◇多様性を尊重し包摂する地域文化

◇生きがいづくり
◇安心感ある暮らし
◇健康づくり、介護予防
◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

◇社会経済の担い手輩出
◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環
～地域社会の持続的発展の実現～

◇就労や社会参加の場や機会の提供
◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域

農林

環境

産業

交通

……

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

○　平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定**。（法第106条の３）

（※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

○　同改正法の**附則において、法律の公布後３年（令和２年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定**。

○　あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

地域共生社会推進検討会における検討

○　平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年５月に設置。

○　地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。

＜最終とりまとめで示された方向性＞

○　本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の３つの支援を一体的に行う。**

Ⅰ　断らない相談支援　　Ⅱ　参加支援　　Ⅲ　地域づくりに向けた支援

（※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）　　等

令和2年社会福祉法改正

○　市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための**「重層的支援体制整備事業」を創設**し、その財政支援等を規定

地域福祉の推進　社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第４条

地域福祉（地域での社会福祉）の推進は、

地域共生社会の実現を目指して、

地域住民等が主体となって、相互に協力し、

様々な地域生活課題について把握し、

支援関係機関の連携等により解決を図る

住民一人ひとりが、

地域社会を構成する一員として日常生活を営み、

様々な活動に参加する機会を確保されるように努めなければならない

【参考】「社会福祉」の定義

「社会福祉とは、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなるという誰にでも起こりうる問題が、あらゆる個人について発生した場合に、当該個人の自立に向けて、社会連帯の考え方に立った支援を行うための施策を指すと同時に、家庭や地域のなかで、**障害の有無や年齢にかかわらず、当該個人が人としての尊厳をもって、その人らしい安心のある生活を送ることができる環境を実現するという目標**を指すものである。

（出典：「社会福祉法の解説」2001年 社会福祉法令研究会編）

（地域福祉の推進）

第四条　地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3　地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

包括的な支援体制の整備　社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第１０６条の３

市町村は、地域福祉の推進のため、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める

【包括的な支援体制の整備として実施が求められる措置】

地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備

例：住民の参加を促す人への支援、住民の交流拠点や交流の機会づくり

住民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくり

例：地区社協、地域包括支援センター等での総合的な相談、住民どうしの見守り

支援関係機関が連携して地域生活課題の解決に向けた支援を行う体制づくり

例：各種相談支援機関等が連携の下で、様々な地域生活課題の解決に向けた支援を一体的に行う体制づくり

平成29年6月改正(新設)

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三　市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三　生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2

- 地域共生社会と包括的支援体制
- **包括的な支援体制の構築**

  地域共生社会推進検討会での議論

- まとめ

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ

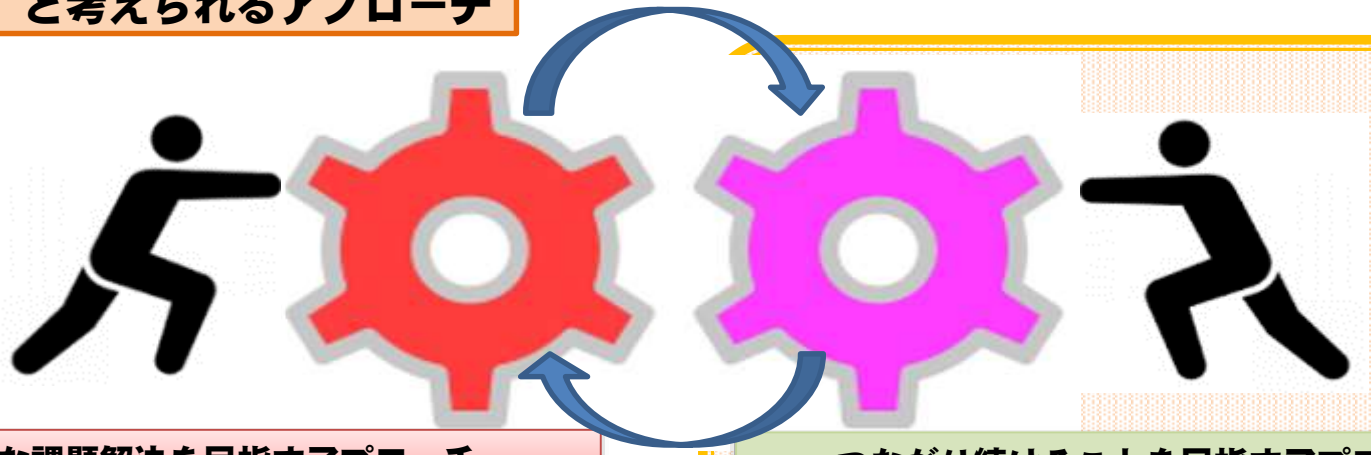

具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金・現物給付）を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援（手続的給付）を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤　本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、２つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

伴走型支援と地域住民の気にかけ合う関係性によるセーフティネットの構築

○ 伴走型支援を実践する上では、次に掲げる双方の視点を重視する必要がある。
- 「専門職が時間をかけてアセスメントを行い課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」（専門職による伴走型支援）と、
- 「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」

伴走型支援

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め（エンパワーメント）、自律的な生を支える支援

（※）自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

○「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

地域住民の気にかけ合う関係性

○一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、**専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。**

○地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、**地域住民の気にかけ合う関係**性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
  - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
  - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

断らない相談支援の方向性 ～「地域共生社会推進検討会最終取りまとめ」より～

相談支援における現状と課題

複雑化・複合化した課題を有している事例や継続的な関わりが求められる事例

・個別性が高く、背景に、本人や家族の社会的孤立、精神面での不調、教育問題など福祉領域以外の課題などが関係する場合
・生きづらさの背景が明らかでない場合
・対応する中で課題が明らかになってくる場合

⇒　本人や世帯の状況に応じた柔軟かつ継続的な対応
⇒　本人の生きる力を引き出しながら、継続的に寄り添い、問題を解きほぐしていく支援

一人では相談支援機関の窓口までたどり着くことができない事例

・日々の生活に追われ余裕がない場合
・虐待やいじめなどから他者を信頼することができず支援を求める力が低下している場合
・地域から孤立している場合
・課題が深刻化してからようやく顕在化する傾向

⇒　潜在的な支援ニーズをつかみ「支援を届ける」姿勢での積極的にアウトリーチしていく

断らない相談支援の３つの軸

属性や課題にかかわらず幅広く相談を受けとめる

本人や世帯の暮らし全体を捉え、本人に伴走し寄り添いながら継続的に関わる

本人・世帯に支援を届け、本人・世帯とのつながりや信頼関係を気づく

市町村が備えるべき体制

■既存の相談支援機能を活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制

■以下の3つの機能
　①　相談を受けとめる機能
　②　多機関協働の中核の機能
　③　継続的につながる機能

■相談支援へのアクセスを住民にとって容易とする措置

社会参加に向けた支援の必要性　～「地域共生社会推進検討会最終取りまとめ」より～

課題が複合化・複雑化してしまう背景

課題の複合化・複雑化の背景には、社会的孤立など関係性の貧困があり、それが本人の自己肯定感や自己有用感の低下につながっていることが多い。

多様な社会参加に向けた支援の必要性

自己肯定感や自己有用感を回復して生きる力を引き出すためには、**本人・世帯が、他者や地域、社会と関わり自分に合った役割を見出すための多様な接点をどのように確保するかが重要**である。

多様な社会参加に向けた支援の機能を確保することが求められている。

【多様な社会参加に向けた支援】

既存制度の支援と連携

介護、障害、子ども、生活困窮など属性の特徴に対応した支援

＋

新たな参加支援の機能

単一の属性の支援では対応できない事例や、社会とのつながりの希薄化が長期化し、丁寧な支援が必要な場合など、個別性が高まった事例などに対し、既存の社会資源と狭間のニーズを持つ者との間を取りもつ支援

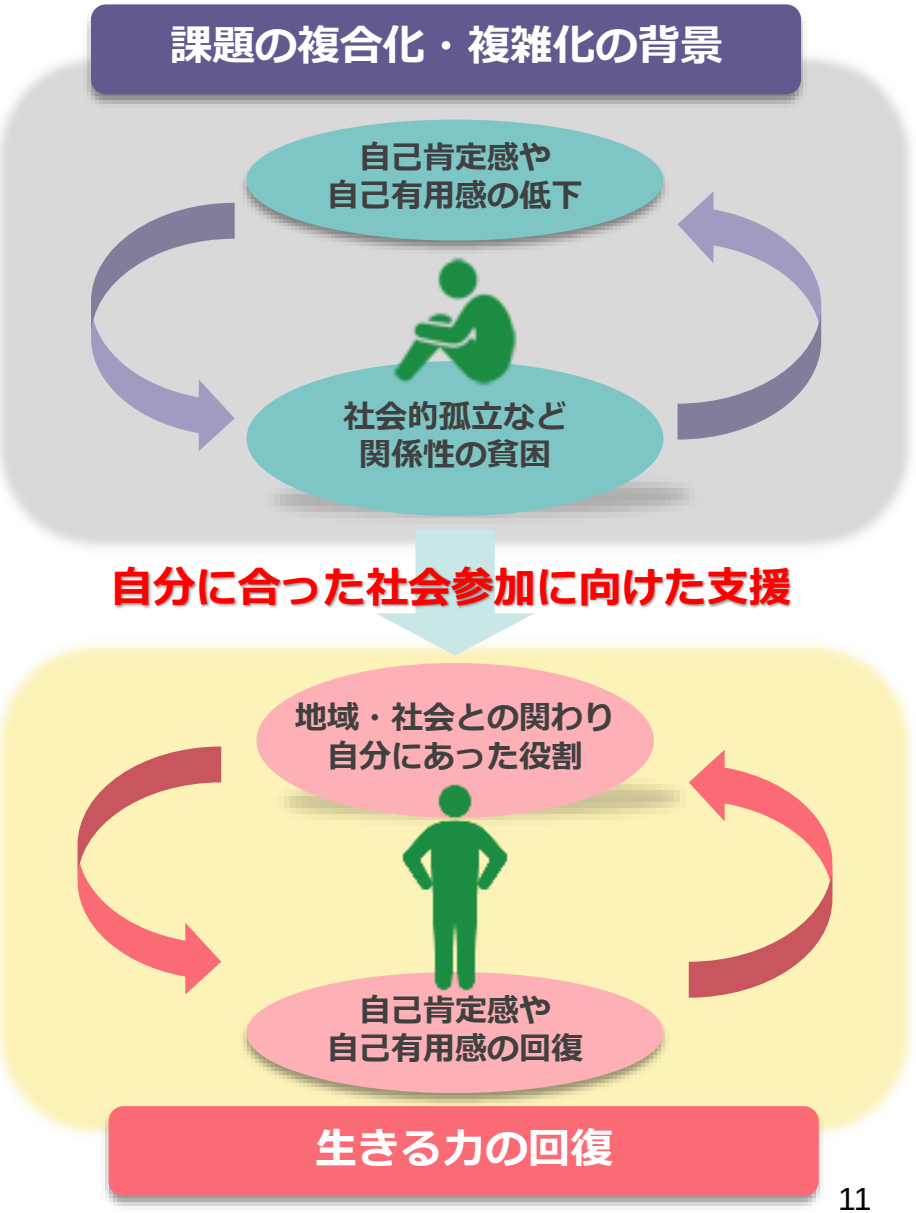

地域づくりの意義・今後の方向性 ～「地域共生社会推進検討会最終取りまとめ」より～

地域づくりの意義

【本人や世帯の暮らしを中心とした包括的支援】

本人や世帯の暮らしを中心とした包括的な支援を機能させるために、**地域において、多様な経路でつながり、参加することのできる環境を整備**すること

＜気にかけあう関係性＞

・断らない相談支援と相まって、社会的孤立の発生・深刻化を防ぐこと

＜参加の場・機会＞

・地域やコミュニティにおける住民同士の関係性の中で、自身の希望や能力に応じて何らかの役割を果たすこと

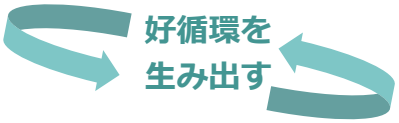

【地域やコミュニティ機能の支援】

多様な参加の機会を生み出すことを通じて、地域やコミュニティそのものを支えることにもつながること

地域づくりの方向性

【地域住民の主体性】

行政が計画的に進められるものではなく、**地域住民の創意や主体性を源として地域に様々な活動が生まれるよう環境を整備**していくこと

【地域住民の創意にそった幅広な取組】

地域住民の**「やりたい」という思いによりそい、その思いが実現できるように幅広く支援**すること

＜幅広な支援の例＞

・既存事業を活用した直接的な支援
・関係する事業等の情報提供
・思いの実現を手助けできる人の紹介
・当事者同士が出会う場や支え合うグループ作り　など

まずは

■地域の既存の活動や助けあいを把握し、応援する

・地域における多様な参加の場や居場所
・地域住民同士による見守り活動

■新たな活動を生み出すための地域づくりを応援するコーディネート

住民主体とはなにか考える

地域住民を福祉サービス等の事業の担い手として期待した依頼をしていませんか？

・「地域づくり」は、住民一人一人が、“安心して暮らすことができる社会”、“役割と生きがいを持てる社会”を目指すもの
・地域住民の「やりたい」という思いによりそい、その思いが実現できるように幅広く支援することを考える。

・いまある仕組み、既に活動されている人をみつける。
・「楽しい」と思える仕掛け、呼び掛けを考える。
・みんなが共感し、対話して、考える場を設け、待つ

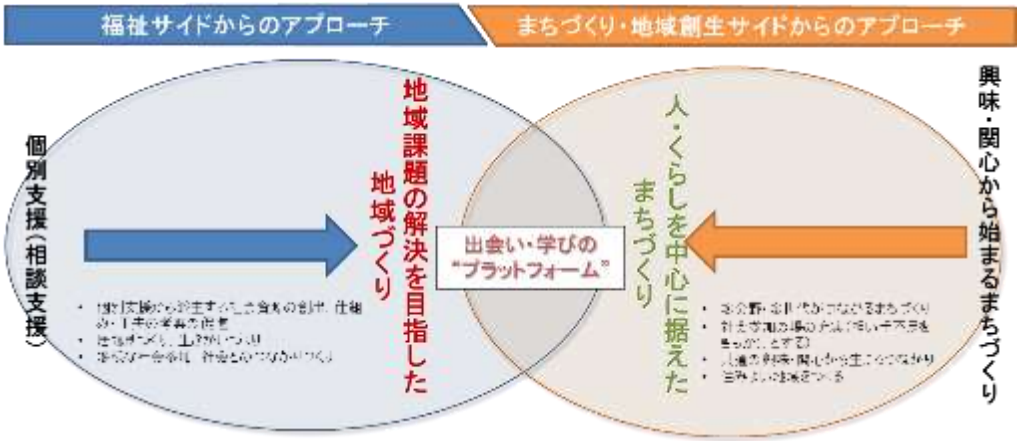

【地域の中で様々な活動が生まれるための環境整備】

・「自分たちのまちを、自分たちでたのしく」をコンセプトに、地域課題をみんなでアイデアを出し合い解決する場（「出会う場」、「考える場」、「魅せる場」）を設ける　（三股町）

・支援関係機関や団体・企業が集い、関係を深める場を設定。すでに実施していることを知ったり、新たな取組の提案など、多様な主体が連携して取組の企画が始まる場となる。（芦屋市）

・民間と学生がアイデアだしをする「岡崎アイデアソン」のほか、様々な主体をかけ合わせることにより農福連携の取組、高校生まちづくりプロジェクト、終活プロジェクト等を企画（岡崎市）

民間＆学生のアイデア出し

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援にニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）
②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
③地域づくりに向けた支援
◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

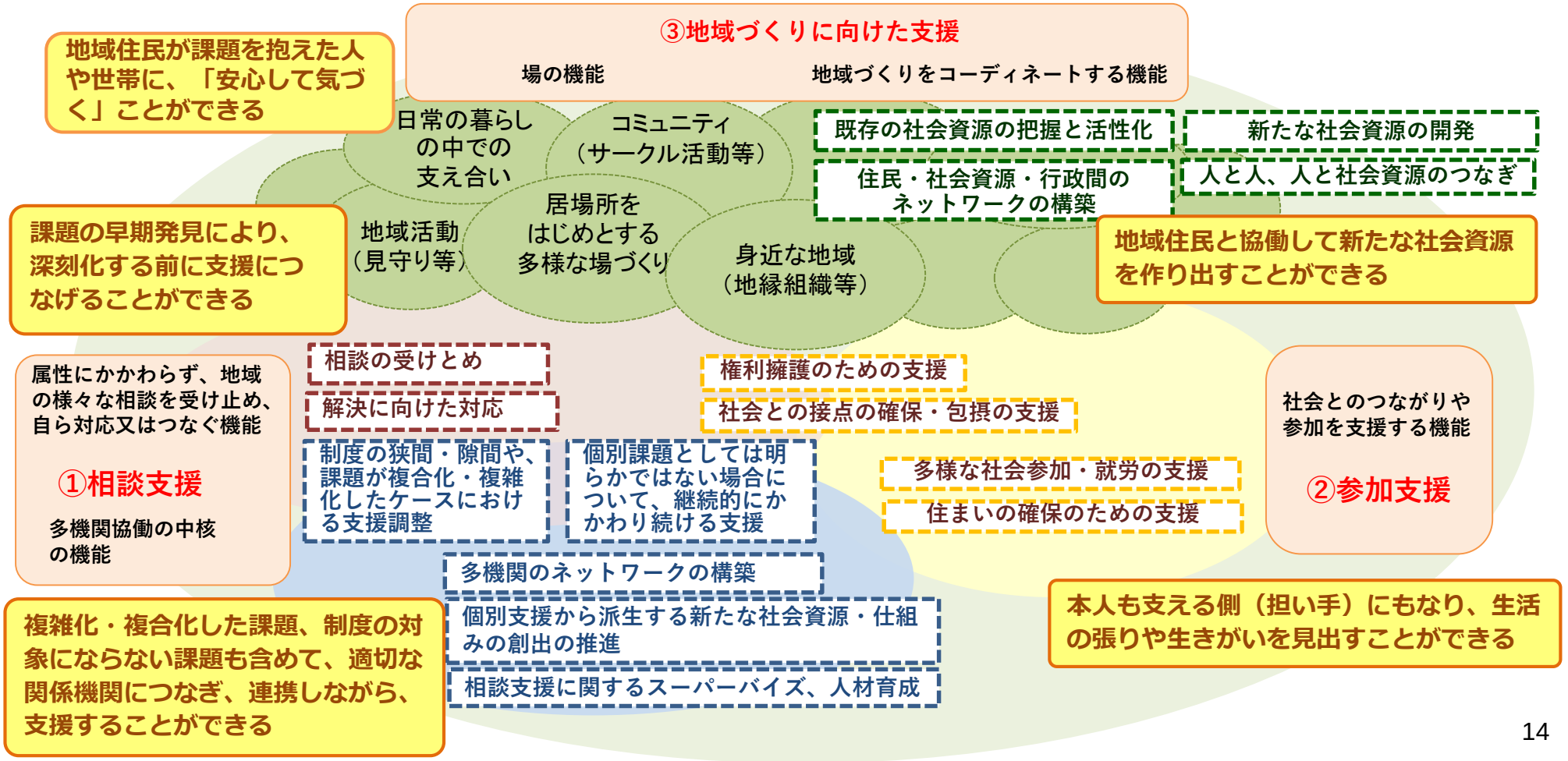

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）の概要

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。
　▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
　▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4）の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**Ⅰ相談支援**、**Ⅱ参加支援**、**Ⅲ地域づくりに向けた支援**を**一体的に実施する事業を創設**する。
○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須
○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

新たな事業の全体像

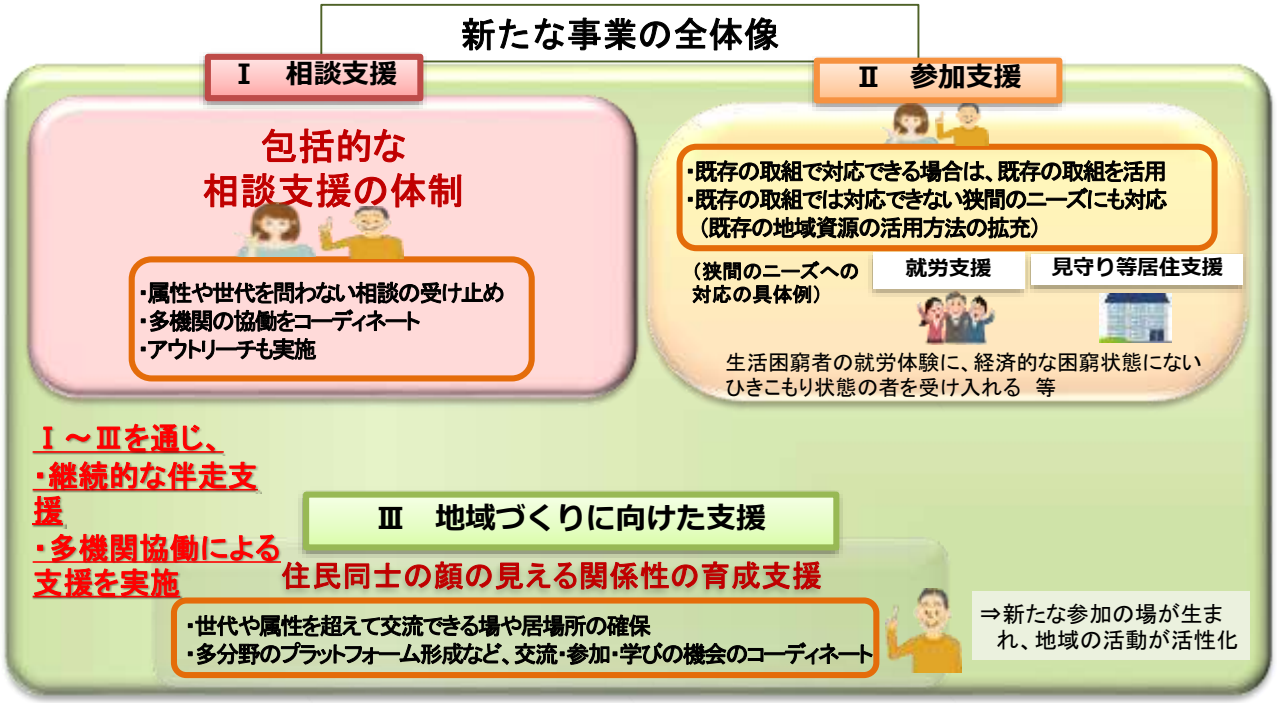

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○　各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

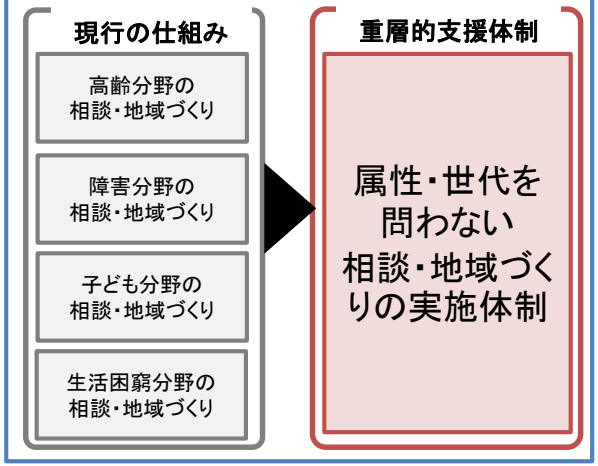

孤独・孤立対策の基本方針
–孤独・孤立対策の重点計画（令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定）-

(1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握

・孤独・孤立の実態把握、データや学術研究の蓄積、「予防」の観点から施策の在り方を検討

②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

・継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

③声を上げやすい環境整備

・「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報及び普及啓発、教育等

(2)状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

・包括的な相談支援（各種相談支援制度等の連携）、多元的な相談支援（24時間対応の相談等）、発展的な相談支援（多様な人が関わり専門職も強みを発揮）を推進

②人材育成等の支援

・相談支援に当たる人材の確保・育成・資質向上、相談支援に当たる人材への支援

(3)見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

・多様な各種の「居場所」づくり、「つながり」の場づくりを施策として評価し効果的に運用

②アウトリーチ型支援体制の構築

・当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進

③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

・いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信

④地域における包括的支援体制の推進

・地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制

・小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

(4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

②NPO等との対話の推進

③連携の基盤となるプラットフォームの形成支援

④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

3

- 地域共生社会と包括的支援体制
- 包括的な支援体制の構築
  地域共生社会推進検討会での議論
- **まとめ**

包括的な支援体制の整備に向けて

■包括的な支援体制の検討を行う際には、まずは、「なぜ“我がまち”で包括的な支援体制が必要なのか」について、関係者間で目線あわせを行うことが必要

ある自治体の現状

①人口動態
・1995年：約３万人　→　2020年：約２万人　→　2045年：約１万人（推計値）
②高齢化率
・2020年：約50%
③生活保護（2020年度）
・保護率：約1.6%
・世帯類型：高齢者世帯が70%（うち、単身世帯は93%）、全体のうち単身世帯は89%
④持ち家率
・約80%
⑤自殺予防対策
・人口に占める自殺者の割合が県内ワースト１

・高齢者人口を上回る数の生産年齢人口等が減少し、高齢化率は緩やかに上昇
・労働力不足が一層深刻化していく
・単身化が進み、空き家が増える

→　このまま、人と人のつながりが希薄化していくとどうなる・・・？
　人口構造や世帯構成は大きな変化は難しいけれど・・

例えば、我がまちの現状・将来（推計値）＊をもちより、我がまちの10年後、20年後を想像してみてはどうか

→どのような包括的な体制が必要なのかをみんなで考えていく

＊人口動態、世帯構造の変化、ひきこもりや孤立の状態にある者の推計、財政資料（社会保障費、税収等）など

包括的な支援体制の整備に向けて

■ 「**“我がまち”でどのような包括的な体制を整備していくか**」を検討する際には、我がまちで何ができているか、どんな社会資源があるのかを踏まえて、関係者間で議論を積み重ねる過程が重要

・孤独孤立対策も、地域包括ケアも、包括的な支援体制の整備も、目指すべきところは一緒
・これまでも包括的な支援体制の整備に向けた取組は、様々な主体で、様々な形態で行われてきた

→　全く新たな取組を別々に行うのではなく、
①　いま「やっていること」、「できていること」を持ちより
②　それらを、広げたり、重ねたり、かけ合わせたり、して、できること
を、みんなで考えていく

＊重層的支援体制整備事業は、そういったさまざまな分野や主体が連携しやすくなるための共有して使ってもらうツールとして、活用いただきたい

ご静聴ありがとうございました。

この後の、守山市の取組の事例発表や、ディスカッションをお聞きいただいて、これからの取組の参考にしていただきたい

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

参　考　資　料

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和4年度予算
261億円
（令和3年度予算：116億円）

【重層的支援体制整備事業】令和４年度予算：２３２億円（令和３年度予算：７６億円）

○　社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○　以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく 負担率・補助率
地域づくり事業	○　以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく 負担率・補助率
多機関協働事業等	○　多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：3/4　（※） 市町村：1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和４年度予算：２９億円（令和３年度予算：４０億円）

○　市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○　重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○　市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○　重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	（委託費）

重層的支援体制整備事業交付金について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

高齢分野
地域支援事業交付金

障害分野
地域生活支援事業費等補助金

子育て分野
子ども・子育て支援交付金※3

生活困窮分野
生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

＋

新たな機能

→ 属性や世代を問わない相談・地域づくり

重層的支援体制整備事業交付金

令和４年度予算
約２３２億円

・包括的相談支援事業分※1
(147億円)

・地域づくり事業分※1
(58億円)

・新たな機能分※2
(27億円)

（参考：現行の仕組み）

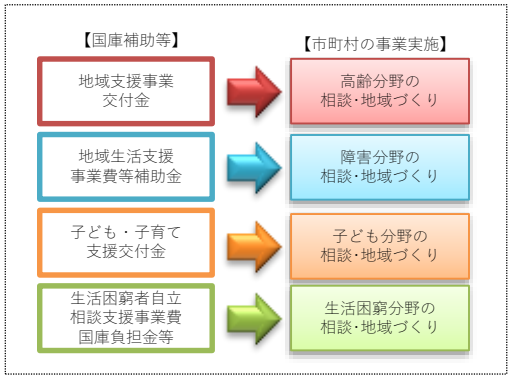

＜※1　既存事業について＞
○包括的相談支援事業
・高齢（地域包括支援センターの運営）
・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
・子育て（利用者支援事業）
・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

○地域づくり事業
・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
・子育て（地域子育て支援拠点事業）
・生活困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）

＜※2　新たな機能について＞
・多機関協働事業
・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
・参加支援事業

＜※3　子育て分野の予算計上について＞
・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

令和４年度　重層的支援体制整備事業　実施予定自治体（134自治体）

北海道	旭川市
	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
	音更町
	広尾町
青森県	鰺ヶ沢町
岩手県	盛岡市
	遠野市
	矢巾町
	岩泉町
秋田県	能代市
	大館市
	湯沢市
	由利本荘市
山形県	山形市
福島県	福島市
	須賀川市
茨城県	古河市
	東海村
栃木県	栃木市
	市貝町
	野木町
群馬県	太田市
	みどり市
	上野村
	玉村町
埼玉県	川越市
	狭山市
	草加市
	越谷市
	桶川市
	ふじみ野市
	鳩山町

千葉県	木更津市
	松戸市
	柏市
	市原市
東京都	墨田区
	世田谷区
	中野区
	八王子市
	立川市
	狛江市
	西東京市
神奈川県	鎌倉市
	茅ヶ崎市
	逗子市
富山県	富山市
	氷見市
石川県	金沢市
	小松市
福井県	越前市
	坂井市
山梨県	甲州市
長野県	飯田市
	伊那市
岐阜県	岐阜市
	関市
静岡県	函南町
愛知県	岡崎市
	春日井市
	豊田市
	稲沢市
	東海市
	大府市
	知多市
	豊明市
	長久手市
	東浦町

三重県	伊勢市
	桑名市
	名張市
	亀山市
	鳥羽市
	いなべ市
	志摩市
	伊賀市
	御浜町
滋賀県	長浜市
	守山市
	甲賀市
	野洲市
	高島市
	米原市
	竜王町
大阪府	豊中市
	枚方市
	高石市
	東大阪市
	大阪狭山市
	阪南市
	太子町
兵庫県	姫路市
	尼崎市
	芦屋市
	加東市
奈良県	三郷町
	川上村
和歌山県	和歌山市
鳥取県	鳥取市
	米子市
	智頭町
	北栄町

島根県	松江市
	大田市
	美郷町
岡山県	岡山市
	美作市
広島県	呉市
	東広島市
	廿日市市
山口県	宇部市
	長門市
香川県	高松市
	さぬき市
愛媛県	宇和島市
高知県	高知市
	中土佐町
福岡県	大牟田市
	久留米市
	八女市
	糸島市
	岡垣町
佐賀県	佐賀市
熊本県	大津町
大分県	中津市
	津久見市
	竹田市
	杵築市
宮崎県	都城市
	日向市
	三股町

※134自治体

うちR3重層事業	42自治体
うちR3移行準備事業	78自治体
うちモデル事業実施	99自治体

(令和3年11月調査時点)

令和４年度　重層的支援体制整備事業への移行準備事業　実施予定自治体（229自治体）

北海道	釧路市
	京極町
	東川町
	斜里町
	厚真町
青森県	平内町
	今別町
	蓬田村
	外ヶ浜町
	西目屋村
	藤崎町
	大鰐町
	田舎館村
	板柳町
宮城県	仙台市
	涌谷町
秋田県	鹿角市
	大仙市
	井川町
	大潟村
山形県	鶴岡市
	天童市
	遊佐町
福島県	いわき市
	川俣町
	楢葉町
茨城県	土浦市
	那珂市
栃木県	小山市
	那須塩原市
	さくら市
	那須烏山市
	壬生町
	高根沢町
	那珂川町
群馬県	沼田市
	高山村
	みなかみ町
	明和町
	千代田町
	大泉町
埼玉県	さいたま市
	川口市
	行田市
	鴻巣市
	北本市
	吉川市
	白岡市
	川島町
千葉県	野田市
	浦安市
東京都	中央区
	品川区
	目黒区
	大田区
	杉並区
	豊島区
	江戸川区
	三鷹市
	青梅市
	調布市
	町田市
	小金井市
	小平市
	日野市
	国分寺市
	国立市
	多摩市
神奈川県	相模原市
	藤沢市
	小田原市
	秦野市
	厚木市
新潟県	新潟市
	三条市
	柏崎市
	見附市
	村上市
	関川村
富山県	高岡市
石川県	輪島市
	白山市
	能美市
	野々市市
福井県	福井市
	敦賀市
	鯖江市
	あわら市
	美浜町
山梨県	山梨市
	南アルプス市
長野県	長野市
	岡谷市
	駒ヶ根市
	飯山市
	小海町
	下諏訪町
	富士見町
	原村
	飯島町
	中川村
	泰阜村
	飯綱町
岐阜県	大垣市
	恵那市
	美濃加茂市
	坂祝町
静岡県	静岡市
	浜松市
	熱海市
	藤枝市
	御殿場市
	伊豆市
	小山町
	吉田町
愛知県	名古屋市
	豊橋市
	一宮市
	半田市
	豊川市
	蒲郡市
	犬山市
	小牧市
	阿久比町
	武豊町
三重県	松阪市
	鈴鹿市
	紀宝町
滋賀県	彦根市
	近江八幡市
	栗東市
	湖南市
	東近江市
	豊郷町
京都府	亀岡市
	長岡京市
	精華町
大阪府	大阪市
	堺市
	八尾市
	河内長野市
	熊取町
	千早赤阪村
兵庫県	明石市
	伊丹市
	西脇市
	川西市
	小野市
	たつの市
奈良県	奈良市
	桜井市
	宇陀市
	田原本町
	高取町
	明日香村
	王寺町
	吉野町
	大淀町
鳥取県	倉吉市
	八頭町
	湯梨浜町
	琴浦町
島根県	出雲市
	吉賀町
岡山県	笠岡市
	総社市
	新見市
	西粟倉村
広島県	広島市
	竹原市
	尾道市
	福山市
	大竹市
	府中町
	坂町
山口県	下関市
	山口市
	美祢市
徳島県	小松島市
香川県	丸亀市
愛媛県	四国中央市
	愛南町
高知県	四万十市
	本山町
	いの町
	黒潮町
福岡県	福岡市
	大川市
	小郡市
	宗像市
	古賀市
	うきは市
	大刀洗町
	大木町
佐賀県	上峰町
長崎県	長崎市
	五島市
	西海市
	佐々町
熊本県	熊本市
	山鹿市
	菊池市
	天草市
	合志市
	菊陽町
	西原村
	御船町
	益城町
大分県	大分市
	由布市
	九重町
宮崎県	延岡市
	小林市
	高鍋町
	都農町
	門川町
	美郷町
	高千穂町
鹿児島県	鹿児島市
	鹿屋市
	霧島市
	志布志市
	中種子町
	大和村
	宇検村
	和泊町
	知名町
沖縄県	糸満市
	沖縄市

※229自治体
うちR3移行準備事業
146自治体
うちモデル事業実施
114自治体

地域共生社会のポータルサイト

○　令和３年４月１日に地域共生社会のポータルサイトを新規オープン
　➢　https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/

○　重層的支援体制整備事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する**各種通知**や**全国各地の取組事例**等を掲載。今後、関連情報を順次掲載し、内容を充実させていく